

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 香川県規則第47号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和39年香川県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(書類の提出)<br/>第2条 略</p> <p><u>2 法第8条の2第1項及び第2項の規定による報告に係る書類は、報告に係る薬局の所在地を所管する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> | <p>(書類の提出)<br/>第2条 法、政令及び省令の規定により知事に提出する書類は、申請又は届出に係る薬局、製造所、営業所又は店舗の所在地を所管する保健所長（その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長）に提出しなければならない。ただし、政令第80条第2項の規定により知事が行うこととされた事務及び配置販売業に係る書類については、この限りでない。</p> |

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。